

## 議題 2

# 平成24年度 一般会計決算報告

(平成24年4月1日～平成25年3月31日)

### ○一般会計 収入

(単位:円)

科目	本年度予算額	収入済額	増減額	説明
会費	4,370,070	4,370,070	0	1世帯10円437,007世帯
助成金	23,392,000	23,392,000	0	世田谷区から
	500,000	500,000	0	世田谷区から活性化事業費
災害時要援護協定助成金	1,560,000	1,555,000	△ 5,000	世田谷区から
預金利子	9,000	5,451	△ 3,549	利子(一般会計・積立金)
雑収入	200,000	401,000	201,000	新年親睦交流会費等
前年度繰越金	1,676,345	1,676,345	0	繰越金
合計	31,707,415	31,899,866	192,451	

### 支出

(単位:円)

科目	当初 予算額	予備費 充用額	予算現額	支出済額	差引残額	説明
事業費	27,370,000	65,000	27,435,000	26,972,851	462,149	
町会事業費	12,000,000		12,000,000	12,000,000	0	町会に配分する活動費 (地域安全安心推進事業・地域環境整備事業・コミュニティ推進事業)
	8,040,000		8,040,000	8,040,000	0	○掲示板掲示、回覧事務費 ○町会に配分する活動費
研修費	1,700,000		1,700,000	1,500,000	200,000	町総連、地域町連の研修費
災害時要援護協定費	1,560,000		1,560,000	1,555,000	5,000	災害時要援護者支援協定事業経費
活性化事業費	500,000	10,000	510,000	509,355	645	活性化事業費
表彰費	900,000		900,000	846,053	53,947	永年勤続者表彰に伴う経費 表彰式記念品
会議費	1,100,000	24,000	1,124,000	1,123,553	447	総会・理事会等諸会議費
交通費	200,000	12,000	212,000	211,950	50	諸会議の参加旅費
渉外費	170,000	19,000	189,000	189,000	0	都町連関係経費
広報活動費	1,200,000		1,200,000	997,940	202,060	情報誌発行費、編集会議費
運営費	4,012,000	68,000	4,080,000	3,696,395	383,605	
事務運営費	130,000		130,000	86,124	43,876	町総連事務運営費
事務所諸費	200,000		200,000	137,206	62,794	町総連事務所諸経費
人件費	1,142,000		1,142,000	1,110,020	31,980	町総連事務所人件費
賃借費	1,640,000	54,000	1,694,000	1,693,900	100	町総連事務所賃借料
印刷費	400,000	14,000	414,000	413,280	720	会員名簿印刷費
通信費	200,000		200,000	147,470	52,530	諸通信費
消耗品費	50,000		50,000	12,199	37,801	事務用文具等
慶弔費	200,000		200,000	85,000	115,000	慶弔規程による慶弔費
雑費	50,000		50,000	11,196	38,804	諸雑費
積立金	6,000		6,000	4,814	1,186	
積立金	6,000		6,000	4,814	1,186	災害対策等積立金利子繰出金
予備費	319,415	△ 133,000	186,415	0	186,415	
予備費	319,415	△ 133,000	186,415	0	186,415	予備費
合計	31,707,415		31,707,415	30,674,060	1,033,355	

収入済額A	支出済額B	翌年度繰越額 A-B
31,899,866	30,674,060	1,225,806

## 平成24年度災害対策等積立金について

### 収 入

項 目	金 額 (円)	説 明
積 立 金	20,133,107	平成23年度から繰越
預 金 利 子	4,814	平成24年度利子
合 計	20,137,921	

### 支 出

項 目	金 額 (円)	説 明
支 援 費	0	災害時等支援経費

### 現在額

項 目	金 額 (円)	説 明
災害対策等 積 立 金	20,137,921	平成25年度へ繰越し

## 積立金

23年度末現在	24年度増減額(利子)	24年度末積立金
20,133,107円	4,814円	20,137,921

### 世田谷区町会総連合会災害対策等積立金規程

#### (設置の目的)

第1条 災害時等において、会を構成する単位町会の活動を支援する経費の財源に充てるため、世田谷区町会総連合会災害対策等積立金(以下「積立金」という。)を設置する。

#### (定義)

第2条 この規程において「災害時等」とは、地震、暴風、豪雨、洪水、火災、事故等を原因として被害が生ずるときをいう。

2 この規程において「支援」とは、積立金を一部又は全部を処分して現金又は物品を交付することをいう。

#### (積立金の額)

第3条 積立金の額は、当初において、20,000,000円とする。

2 支援により積立金の額が前項の金額以下となったときは、積立金の額は当該相当額が減額するものとする。

3 積立金は、予算に計上して、積み立てることができる。この場合、積立金の額は当該相当額が増額するものとする。

#### (処分の手続き)

第4条 積立金は第1条の目的に必要な場合、その一部又は全部を処分することができる。

2 前項の処分は、総会の議決をもってこれを行わなければならない。ただし、総会を開く暇がないときは、処分は常任理事会の議決によることができる。この場合、次の総会にこれを報告しなければならない。

#### (管理)

第5条 積立金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

#### (運用益金の処理)

第6条 積立金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入するものとする。

#### 附 則

この規程は、平成20年6月1日から施行